

防衛省における令和3年3月1日以降に契約締結する業務に係る特例措置について

当該業務に係る業務費算出につきましては、国土交通省において公表している「令和2年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下、「旧単価」という。）を使用しているところです。

令和3年2月19日、国土交通省が公表した「令和3年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下、「新単価」という。）は、旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては、令和3年3月1日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

しかしながら、当該業務は、新単価の適用に係る見積期間が適切に確保できないため、**入札時は旧単価を使用することとし**、契約締結後、当局における設計等技術業務委託契約書第64条又は事業監理業務委託契約書第53条に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

参考：国土交通省ホームページアドレス（業務技術者単価）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000776.html

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

九州防衛局

熊本防衛支局 建設計画官付

工事調整専門官 當麻 育雄

TEL: 096-368-2173